

母子家庭自立支援教育訓練給付金について

母子家庭の母が適職に就くために、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講した場合、給付金を支給します。

■ 受けることができる人 (すべての要件を満たす必要があります)

- ◆ 朝来市内に住所のある人
- ◆ 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格のない人 (雇用保険法の受給資格者は、ハローワークへお問い合わせください。)
- ◆ 児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準にある人
- ◆ 教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる人

■ 対象となる講座

- ◆ 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座 (厚生労働省ホームページをご覧ください。)
- ◆ その他就業に結びつく可能性の高い講座で市が別に指定する講座 (例、和田山高等職業訓練校講座「電子計算機科 (パソコン)、経理事務科」)

■ 支給額

受講のために支払った費用の40%に相当する額 (ただし、支給額は8,001円以上20万円以下とします)

■ 手続き

- ◆ 受講する前にあらかじめ朝来市福祉事務所 (社会福祉課) に受講対象講座指定申請書を提出し、支給対象講座の指定を受けてください。
- ◆ 受講者が受講終了後1か月以内に給付金支給申請書を市福祉事務所に提出した後、支給の可否が決定され、その後に支給となります。

◎お問い合わせ 社会福祉課 TEL 672 - 6123

朝来市地域福祉計画策定委員会委員の募集について

朝来市では、平成18年度中に地域福祉計画の策定を計画しており、地域福祉の推進のため、広く市民の皆様の意見や提案を反映させる「朝来市地域福祉計画策定委員」を募集します。

募集人員 3人以内

応募資格 朝来市内在住者で、地域福祉に関心等のある方

委員の仕事 朝来市が平成18年度に策定予定している朝来市地域福祉計画の策定について意見、提案をいただきます。

委員の任期 委嘱の日から平成19年3月まで

活動回数 委嘱の期間中、4回程度の会議に出席していただきます。

会議の開催時間帯は策定委員会において協議します。

委員謝礼 1回の出席につき4,000円 (4時間未満)

応募方法 専用の申込書によりご応募下さい。

申込書は社会福祉課 (アートほほえみ1階) 及び各支所の市民課にあります。また、朝来市ホームページにも掲載しています。

受付場所等 受付場所は、社会福祉課 (アートほほえみ1階) 及び各支所の市民課窓口へ直接提出してください。

応募期間 平成18年7月6日 (木) ~ 7月14日 (金) (開庁日 8:30 ~ 17:15)

選考等 応募者多数の場合は書類選考とし、選考結果については応募者全員に郵送で通知します。

問い合わせ 社会福祉課 TEL 672 - 6123 (直通)

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている皆さんへ 「現況届」の提出について (ご案内)

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている (支給停止になっている方も含みます) 方には、受給資格及び所得の状況の確認のため、毎年現況届を提出していただくことになっております。

この届によって引き続き1年間手当を受給いただけるかどうか決定されますので、必ず期日までに提出してください。

正当な理由なく届出をされないときは、手当の支給を一時差止められることがあります。

提出期間 児童扶養手当 8月1日 (火) ~ 18日 (金) まで
特別児童扶養手当 8月17日 (木) ~ 30日 (水) まで

提出場所 朝来市福祉事務所 社会福祉課 (アートほほえみ1階)
生野・山東・朝来各支所市民課

問い合わせ 朝来市福祉事務所 社会福祉課 TEL 672 - 6123
※なお、受給者の皆様には個別に通知します。

母子家庭等のための 法律相談 (無料) が 下記により実施されます。

担当 松重君予弁護士 (兵庫県母子専門相談員)

対象者 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦及びそれらに準じる者

相談日 8月4日 (金)

会場 養父市福祉事務所 (養父市文化会館25号室)

申込締切 7月24日 (月)

申込先 社会福祉課 母子自立支援員 (TEL 672 - 6123)
(相談概要を事前聴取します)